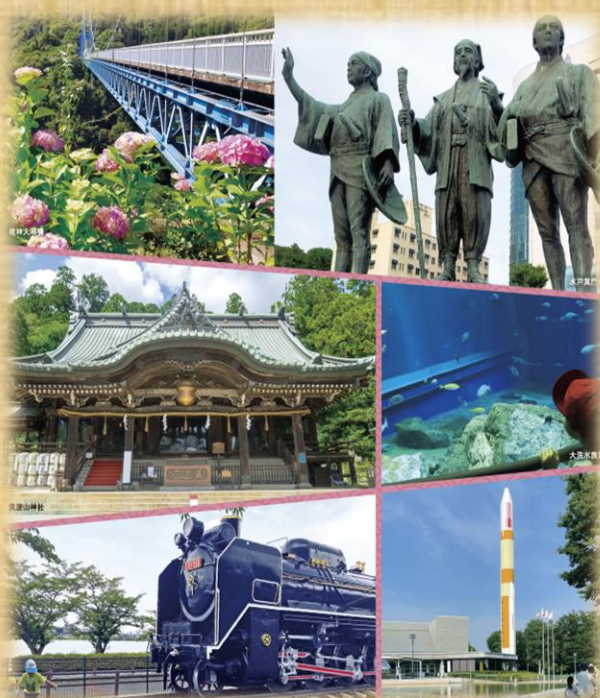


令和6年度 茨城労働局 行政運営方針

～誰もが安心して働くことができる茨城を目指して～



令和5年度
地域における年次有給休暇取得促進事業から

第1章 令和6年度の重点施策

働き方改革の推進と 人材確保・人材育成の支援

- 1 労働環境改善に向けた取り組み
- 2 人材確保・人材育成の支援

第2章 令和6年度の主要施策

安全で健康に働くことができる 環境づくり

- 1 労働条件の確保・改善対策
- 2 第14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 3 最低賃金制度の適切な運営
- 4 労災保険給付の迅速・適正な処理

人材確保に向けた支援の推進

- 1 中小企業等に対する人材確保の支援
- 2 就職氷河期世代、若年者・新規学卒者の支援
- 3 多様な人材の就労促進
- 4 地方公共団体と連携した雇用対策、就職支援

誰もが働きやすい労働環境の整備

- 1 仕事と育児・介護の両立支援と女性活躍促進
- 2 就業環境の整備
- 3 労働行政の周知・広報

働き方改革の推進と人材確保・人材育成の支援

現状と課題

●コロナ禍の3年間を乗り越え、個人消費や企業収益が回復したこと等により経済社会活動が徐々に活発化し、我が国経済は改善しつつある状況です。

●また、有効求人倍率は1倍を超え求人の回復基調が続く中で、女性や高齢者、外国人の労働参加が着実に進む一方、急激な少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、多くの業種において人手不足の問題が顕在化しており、特に中小企業においては深刻化しています。(P5に茨城県の有効求人倍率)

●このような生産年齢人口の減少や労働供給制約に起因する人手不足の問題が顕在化しつつある状況の中、企業において人材が有効に活用されることや労働者が意欲と能力に応じて活躍することが求められています。特に、地方においては、若年者の流出等による人口減少もあり、人手不足が深刻化していることから地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、マッチングを支援する取り組みが必要です。

(%ポイント)

| 雇用人員判断D.I (茨城県) | 調査時期 | | | | | | |
|--------------------|------|------|------|-------|------|--------|------|
| | 全産業 | 製造業 | 非製造業 | 令5年9月 | | 令5年12月 | |
| | | | | 最近 | 先行き | 最近 | 先行き |
| 「過剰」-「不足」 | ▲4.1 | ▲3.3 | ▲2.9 | ▲2.8 | ▲3.5 | ▲3.4 | ▲3.8 |
| | ▲2.2 | ▲2.3 | ▲1.4 | ▲1.2 | ▲1.5 | ▲2.1 | ▲2.2 |
| | ▲5.1 | ▲4.3 | ▲4.3 | ▲4.3 | ▲5.4 | ▲4.6 | ▲5.3 |

[日本銀行水戸事務所]

茨城県の主な動向

●茨城県の労働時間の動向として、働き方改革の取り組みが進展することなどにより、令和4年は対前年比で減少し、令和5年の各月についても対前月比で減少傾向となっています。(P3に茨城県の総労働時間)

なお、全国の指標ですが年次有給休暇の取得率は、同様に働き方改革の取り組みを背景に上昇傾向であり、依然として政府目標の70%には届いておりませんが2022年では過去最高(62.1%)を更新しています。

●茨城県の賃金の動向として、令和5年11月の時点で、現金給与総額は9か月連続で前年同月を上回っており、地域における賃上げの取り組みや働き方改革関連法の「同一労働同一賃金」の趣旨が経済社会に浸透し一定の理解が得られていることがうかがえます。

●このように、企業の人材確保・定着を図るためにも働き方改革が重要となってきており、正規雇用者・非正規雇用労働者にかかわらずさらなる待遇改善が求められています。

【茨城県の賃金の推移 令和5年1月から11月まで(前年比)】

| 事業場規模 | 令和5年 | | | | | | | | | | | |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 5人以上 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 現金給与総額 | 金額(円) | 269,486 | 265,395 | 282,064 | 276,563 | 287,384 | 471,511 | 359,908 | 272,632 | 271,022 | 268,732 | 288,232 |
| | 前年比(%) | △1.9 | △0.1 | 2 | 0.7 | 5.3 | 5.9 | 1.3 | 1.2 | 1.4 | 1.3 | 1.9 |
| きまって支給する給与 | 金額(円) | 260,332 | 260,883 | 264,736 | 270,626 | 266,365 | 271,135 | 266,318 | 266,527 | 265,818 | 264,690 | 269,736 |
| | 前年比(%) | △0.2 | 0.1 | △0.2 | 2.1 | 2.3 | 3.1 | 1.1 | 2.5 | 1.4 | 0.2 | 2.6 |

【厚生労働省及び茨城県 毎月勤労統計調査 地方調査】

コロナ後の経済回復に対応した人材不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方を実現することが重要となっている中で、労働情勢を取り巻く諸処の課題に対応するため「働き方改革と人材確保・人材育成」を一体として捉え、労働局は基準部、安定部、雇用環境・均等室が一体となり総合労働行政機関としての機能を十分に発揮し、地域や国民の期待に真にこたえていくことが求められます。

1. 労働環境改善に向けた取り組み

働き方・休み方改革

●企業側からは、働き方改革と人材確保・人材育成は表裏一体であるという声が高まる中、人材不足を克服するために、なによりも長時間労働を抑制し休暇を取りやすい体制を整えるなど、労働者から選ばれる職場環境づくりを支援します。

●年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、「年次有給休暇取得促進期間」(10月)や、GW、夏季、冬季等年次有給休暇を取得しやすい時期に集中的に広報を行います。

●勤務間インターバル制度導入促進に向けて、働き方・休み方改善ポータルサイトや、働き方改革推進支援助成金を活用し、時間外労働の削減等に取り組む中小企業への制度導入を図ります。

●多様な正社員制度について、事例提供等による更なる周知を行います。

●テレワークの導入・定着促進のため、テレワーク相談センターやセミナーの案内、人材確保等支援助成金(テレワークコース)による支援を行います。

●中小企業等の働き方改革が円滑に進み、また、若者や非正規雇用労働者等の労働環境や処遇の改善に向けた機運が高まるよう、県内政労使の代表者の協力を得て、「茨城働き方改革・労働環境改善協議会」を引き続き開催します。なお、茨城県が主催する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」と合同開催し、オール茨城で働き方改革を引き続き推進します。

●これら働き方改革の身近な相談窓口として「茨城働き方改革推進支援センター」や、医業については「茨城県医療勤務環境改善支援センター」において引き続き支援を実施します。

賃金引上げ等に向けた支援

●中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げのための**業務改善助成金**の活用など、待遇改善の支援等を行うとともに、茨城労働局助成金事務センターにおける事務処理の一元化により迅速かつ適正な支給処理に努めます。

●賃金引上げに向けた情報が得られるよう、監督署による定期監督において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供するなど支援を行います。



各助成金における年度毎の申請件数

| 申請年度 | 業務改善助成金 | 働き方改革推進支援助成金 |
|------|---------|--------------|
| R3 | 100 | 118 |
| R4 | 124 | 140 |
| R5 | 292 | 119 |

(R5年度はR6.1月末現在)

非正規雇用労働者の処遇改善

●監督署、労働局が連携し、監督署の定期監督等において、**同一労働同一賃金**に関する確認を行い、正規と非正規との待遇差等の状況について情報提供を受け、効率的に報告徴収等を行い、是正の実効性を高め、支援策の周知を行うことにより自主的な取り組みを促し、**同一労働同一賃金**の遵守徹底を図ります。

●「**年収の壁・支援強化パッケージ**」として年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため**キャリアアップ助成金**の、「**社会保険適用時処遇改善コース**」や「**正社員化コース**」等の周知、活用奨励等を実施します。

●自らスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための**求職者支援制度**の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。

2. 人材確保・人材育成の支援

リスキリングによる能力向上支援

●DXの進展など、**産業構造の変化**の加速化が見込まれる中、**リスキリング**を含め、**労使協働による職場における学び・学び直し**の取り組みを進めていくにあたり、企業向け及び個人向け支援策の両方の周知・活用促進を図ります。

●**労働者個々人の学び・学び直し**を支援するための**教育訓練**については、給付の手続きについて電子申請を含め利便性の向上を図ります。

●**デジタル分野に係る公的職業訓練**については、WEBデザイン等の資格取得を目指すコースや企業実習付きコースへの訓練委託費等の上乗せ措置等に加え、「**DX推進スキル標準**」に対応したデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せの対象とする措置により、**訓練コースの拡充**を図ります。

●ハローワークにおいては、**デジタル分野に係る公的職業訓練**への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における**再就職の実現**を図ります。また、ハローワークに「**キャリア形成/リスキリング相談コーナー**」を設置し、在職時からのキャリアアップに関する相談支援を推進します。

●企業における**人材育成**の推進、労働者の**キャリアアップ・能力開発**のための「**人への投資**」**関連助成金**により支援するため、活用・促進を図ります。



労働移動の円滑化・人材確保支援

●労働供給制約に起因する**人手不足の問題**が顕在化しつつある状況の中、**人材の有効活用**という観点からも、円滑な労働移動を可能とする環境整備が重要であり、このため、厚生労働省が運営するインターネットサイトを活用して企業の職場情報、職業に関する情報を提供し、**労働市場の見える化**を促進して、求職活動等を支援していきます。

●人材確保の観点から業界団体等とともに連携した取り組みを推進するとともに、ハローワークにおいて求人充足サービスを充実するなどの取り組みを行います。

●**都市部から地方への移住**を希望する方には、ハローワークの全国ネットワークを活用し、生活関連情報の提供などを行うなど個々のニーズに応じた支援を行います。

●**就職困難者の成長分野(デジタル、グリーン)への労働移動、人材育成、処遇の向上**のため、特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)による支援を行い、**多様な人材の雇用機会**を確保していきます。

安全で健康に働くことができる環境づくり

～労働基準担当部署・労働基準監督署の取組～

1. 労働条件の確保・改善対策

長時間労働の削減等と働き方改革の浸透

- 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止のため、長時間労働が疑われる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を行います。
- 中小規模の事業場に対して、「働き方改革推進支援センター」や、監督署の「労働時間相談・支援班」による、説明会の開催や個別訪問により、適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細やかな相談・支援等を行います。
- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される建設業、自動車運転者、医業に携わる医師等について、その円滑な適用にあたっては、建設工事の発注者、荷主等と事業者の協力による取引環境の改善が重要であることから、引き続き、上限規制適用の周知、取引環境の改善について、団体への説明、個別企業への要請、支援、上限規制の特設サイト「はたらかかたスメ」を通じて、必要な周知を行います。
- 自動車運送業については、関係機関とも連携し「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対し長時間の恒常的な荷待ち時間の解消、適正な運賃設定等に向けて、引き続き丁寧な周知を行います。
- 医師については、他の職種との業務分担など、医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行うとともに、働き方改革推進支援助成金の活用を促進し、支援を行います。



2. 第14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

事業者が自発的に安全衛生に取り組むための周知啓発等

- 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、この対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを含め、取り組む必要性や意義等について積極的に周知啓発を図ります。

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）への対策については、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。



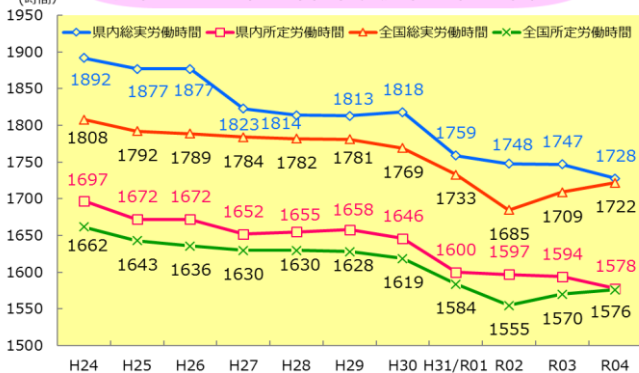
高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。
- 外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等効果的な安全衛生教育の実施を促進することにより、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和5年4月より施行されているため、引き続き、事業場に対して指導、周知・啓発を図ります。

労働者1人平均年間総実労働時間の推移

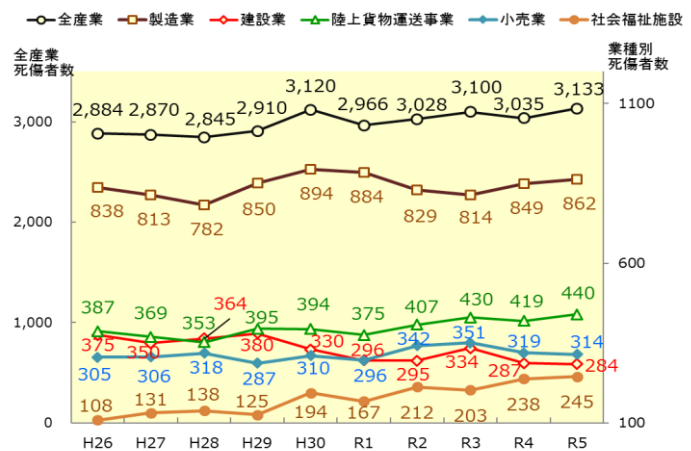


資料出所：毎月勤労統計調査地方調査年報（事業所規模30名以上の事業所）
（令和4年の数値は速報値）

労働条件の確保・改善対策

- 事業場における基本的労働条件の枠組み等の確立、定着に向けて、引き続き労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。
- また、労働時間適正把握ガイドラインの周知を徹底し、賃金不払残業が認められた場合にはその是正を指導します。
- 令和6年4月から、労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する法改正が施行されることから、労働契約関係の明確化のための制度の見直し等について周知・啓発を図ります。
- 茨城県では技能実習生等の外国人労働者が多いことから、労働相談体制の整備を図り、外国人労働者の労働条件確保対策を推進します。また、関係機関とも連携し、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

茨城県の労働災害発生の推移
（休業4日以上死傷災害）



※ 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
資料出所：茨城労働局「労働者死傷病報告」（R5はR6.1/8時分の速報値）

業種別の労働災害防止対策の推進

●陸上貨物運送事業については、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、昇降設備の設置、保護帽の着用義務の拡大など令和5年3月に改正された労働安全衛生規則等について周知を図ります。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図ります。

●建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、改正された労働安全衛生規則や関係ガイドラインについて周知を図るとともに、引き続き建設工事における労働災害防止対策の促進を図ります。

●製造業については、特に食料品製造業における「はさまれ・巻き込まれ」による災害及び「転倒災害」が多発していることから、機械災害の防止に加え、転倒しにくい作業環境の整備等にかかる対策の促進を図ります。



労働者の健康確保対策の推進

●長時間労働者に対する医師の面接指導やストレスチェック制度などの取組が適切に実施されるよう、指導等を行います。

●中小規模事業者の産業保健活動を支援するため、産業保健総合支援センターが行う研修のほか、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、産業保健活動推進助成金等について周知します。

新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

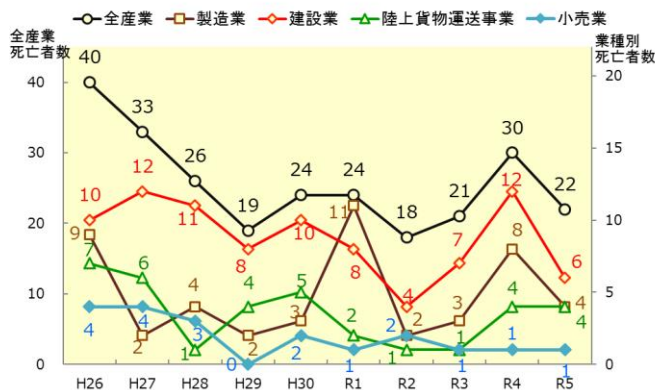
●令和6年4月（一部令和5年4月）に施行された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、引き続き周知を図るとともに、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施、その結果に基づくばく露低減措置及びリスクアセスメント対象物健康診断の適切な実施を丁寧に指導します。

●ばく露低減措置の実施にあたり、労働者の呼吸域の濃度把握が重要であることから、補助金制度の活用を周知しつつ個人ばく露測定の実施の円滑な導入を図ります。

●改正石綿則に基づき、解体工事業者への建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底、工事開始前の事前調査結果等の報告や石綿ばく露防止措置の徹底について指導するとともに、工事の発注者への制度の周知を図ります。



茨城県の労働災害発生の推移 (死亡災害)



※ 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
資料出所：茨城労働局「労働者死傷病報告」（R5はR6.1/8時点の速報値）

3. 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金審議会の円滑な運営

●中央最低賃金審議会から示される目安、経済動向、地域の実情及びこれまでの地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえ、充実した審議が尽くせるよう、地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

最低賃金額等の周知・広報の徹底

●改定された最低賃金額については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、業務改善助成金等の中小企業最低賃金引上げ支援対策補助金についてあわせて周知を行い、一層の活用を図ります。また、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる事業場に対して監督指導等を行います。

確認しよう、最低賃金! 茨城県の特定（産業別）最低賃金一覧

| 最低賃金名 | 時間額 |
|--|------------|
| 鉄鋼業 | 1,046円 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械器具製造業等） | 1,005円 |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業（電気・精密機械器具等製造業） | 1,002円 |
| 各種商品小売業 | 改正なし（953円） |

茨城県 最低賃金

令和5年10月1日改定 953円 42円UP

効力発生日 令和5年12月31日

中小企業事業者の皆さんへ 賃金の引上げを支援します。

| | | |
|---|--|--|
| 業務改善助成金 生産性向上のための設備投資などを行うことで、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。 | 専門家による無料相談を実施しています 賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。 | 働き方改革推進支援資金 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。 |
| 業務改善助成金 検索 | 茨城県働き方改革推進支援センター 検索 | 働き方改革推進支援資金 検索 |

厚生労働省 茨城労働局賃金室（電話：029-224-6216）



最低賃金額の詳細については、ホームページに掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

最低賃金・賃金支払いの徹底

●最低賃金・賃金支払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、監督署の定期監督等において、労働条件の改善状況を確認します。

4. 労災保険給付の迅速・適正な処理

迅速かつ公正な労災保険の給付

●労災保険給付の請求については、標準処理期間を踏まえ、迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期し、特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

●業務によって新型コロナウイルスに感染した事案については、その罹患後症状も含め、的確に労災保険給付を行います。

●労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

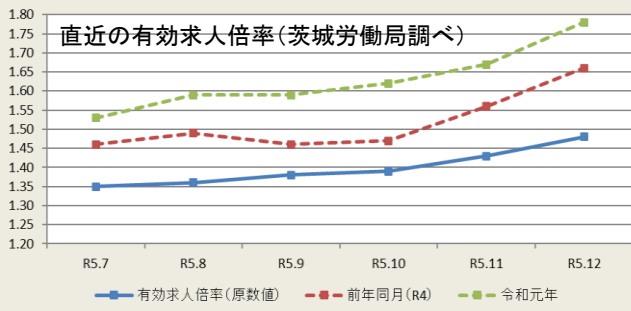
人材確保に向けた支援の推進

～職業安定担当部署・ハローワークの取組～

1. 中小企業等に対する人材確保の支援

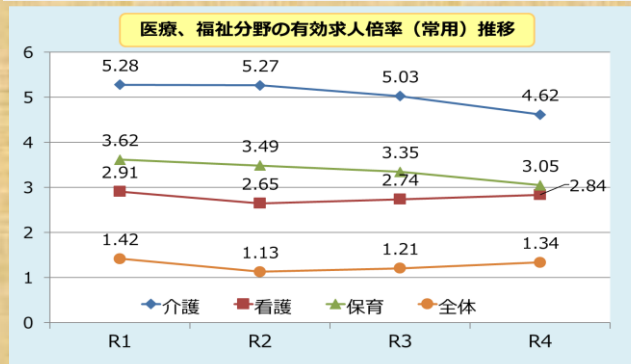
人材不足分野における人材確保支援

●全国的な労働人口減少の中、茨城県の有効求人倍率は1倍を超えており高水準にあります。しかし、実態として多くの職種における人材確保・人材不足解消の声が高まる中、労働局及びハローワークは更なる求人者支援や求職者支援をしていく必要があります。



●特に医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など雇用吸収力の高い分野の人材確保を促進するため、「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

●また、人材不足分野における人材確保を効果的・効率的に推進するため、労働局、人材確保対策コーナー及び地域の関係団体等を構成員とした「人材確保対策推進協議会」を設置し、相互の取組の理解促進等、人材確保にかかる連携体制の確立を図ります。



求人充足サービスの充実

資料出所：茨城労働局集計

●生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率は高い水準で推移するものの、多くの職種で人手不足感が深刻化しています。また、多様な人材の就労・社会参加の促進が求められています。

●オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、事業所訪問等により魅力ある求人票作成のための助言や、求職者のニーズに応じた求人条件緩和指導、事業所情報の収集・提供、就職面接会・説明会の開催などのきめ細かなサービスを積極的に推進し、求人充足サービスの充実を図ります。

求職者に対する相談支援の充実

●オンライン職業相談の実施、ハローワークインターネットサービスの求職者マイページの普及を促進するとともに、就職支援セミナーのオンライン配信やSNS等を活用した情報発信の強化等により、求職者のニーズに応じたオンラインサービスの向上を図ります。

●同時に、再就職に当たり課題を抱える者等については、ハローワークへ来所を促し、就職支援ナビゲーターによる担当制などの丁寧な相談支援を実施します。



2. 就職氷河期世代、若年者・新規学卒者の支援

就職氷河期世代の活躍促進

●不安定な就労状態にある方一人ひとりがおかれている複雑な課題・状況を踏まえ、ハローワークのミドル世代支援コーナーにおいて、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、能力開発施策へのあっせん、求職者の特性・能力を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、計画的かつ一貫した支援を実施します。

●官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「茨城就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催、雇入れの好事例収集・発信等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の促進に取り組みます。



若年者・新規学卒者の支援

●就労にあたって課題を有する無業者の方々に対し、県内3か所の地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体の労働関係部局等の関係者とも連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。

●就職活動に多様な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校や関係機関とも連携しつつ、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細やかな個別支援を実施します。

3. 多様な人材の就労促進

障害者の就労促進

●令和5年4月から新たな雇用率が設定される等により、今後、雇用率未達成企業の増加や、除外率設定業種において不足数が大幅に増加することが見込まれます。これらの企業に対して、障害者の業務の選定等の雇入れ支援を積極的にいき、早期対応を促進します。

●特に障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業に対しては、ハローワークと地域の関係機関が連携し採用準備の段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を行います。

●ハローワークにおいては、障害者就職面接会など、企業と障害者の出会いの場を設け、雇入れ支援を行います。

高齢者活躍の推進

●70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

●ハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、就労経験や就労ニーズを踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる支援を行います。

外国人求職者等への就職支援

●ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおいて、通訳・多言語音声翻訳機器等の活用により外国人求職者に対する職業相談等を円滑に行ってまいります。また、留学生コーナーにおいては、大学と連携しつつ留学生の国内就職促進に取り組みます。

4. 地方公共団体と連携した雇用対策、就職支援

雇用対策協定に基づく連携

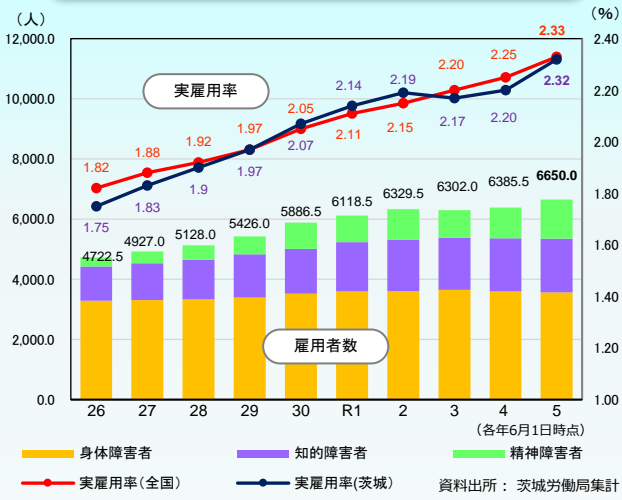
●茨城県のほか県内12の自治体と「雇用対策協定」を締結し、地域の実情に応じた雇用対策(学生を含む若年者、女性、高齢者、障害者、外国人等)を行います。

令和6年2月末時点の県内締結自治体
茨城県 常陸太田市 笠間市 東海村 大洗町 鹿嶋市 阿見町 大子町 高萩市 北茨城市 常総市 八千代町 茨城町

生活困窮者等の就労支援

●生活保護受給者・生活困窮者等の就労支援については、「つなぐハローワーク」(水戸市、日立市、古河市)の運営や、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる福祉事務所等への巡回相談等により、福祉施策と雇用対策を一体的に行います。地方公共団体との連携を強化し、特に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等による支援対象者の就労による自立に向けた就労支援や職場定着支援等に取り組みます。

茨城県における障害者雇用状況の推移



●障害者雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度「もにす認定制度」について、広く周知してまいります。



もにす認定制度

検索



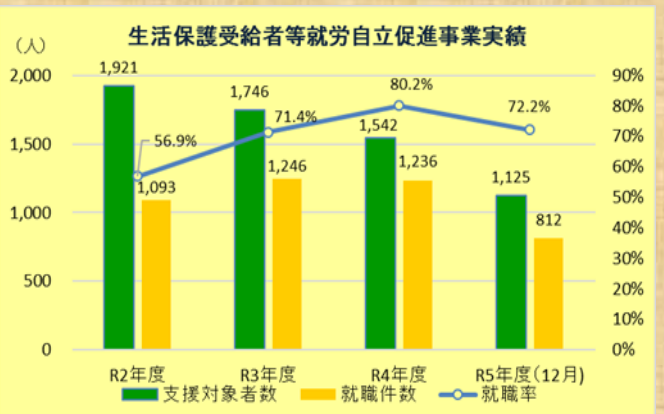
子育て中の方への支援

●子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口(マザーズコーナー)において、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携したアウトリーチ型支援を強化します。

また、仕事と子育ての両立がしやすい求人確保するとともに、各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。

仕事と家庭を両立したいあなたをサポート

マザーズハローワーク
マザーズコーナー



誰もが働きやすい労働環境の整備

～雇用環境・均等部署の取組～

1. 仕事と育児・介護の両立支援と女性活躍の推進

仕事と育児・介護の両立支援

●育児休業取得状況の公表の義務化(常時雇用する労働者1,000人超企業を対象)について、着実な履行確保を図るとともに、労働基準法に基づく育児時間や母性健康管理措置、育児・介護休業法に基づく両立支援制度(育児休業、短時間勤務など)について労働者が円滑に利用できるよう周知を図ります。

●「産後パパ育休」ほか、「パパ・ママ育休プラス」等の男性の育児に資する制度や「イクメンプロジェクト」にて作成している企業の取組事例や研修資料の活用について、労使団体等と連携して周知に取組みます。



仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト 両立支援のひろば

▲行動計画と自社の両立支援に関する情報を公表するための特設サイト
「両立支援のひろば」
(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)



▲「イクメンプロジェクト」ポータルサイト
(<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>)



◀「女性の活躍推進企業データベース」トップページ



▲行動計画と自社の女性活躍に関する情報を公表するための特設サイト
「女性活躍推進企業データベース」
(<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)

企業の魅力向上や人材確保・定着支援

●次世代育成支援対策法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、労働者101人以上の義務企業に対し届出等の徹底を図ります。

●「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」、「不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」制度」及び女性が活躍している企業を認定する「えるぼし」、「プラチナえるぼし」について広く周知するとともに、認定の取得に向けた働きかけを行います。

●労働者の権利侵害や不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、速やかに必要な指導を行います。



子育て等サポート!
「くるみん認定」
「プラチナくるみん認定」



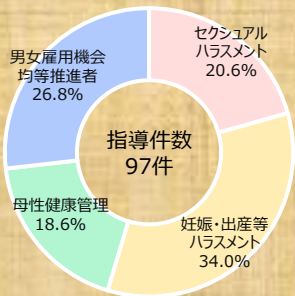
女性活躍!
「えるぼし認定」
「プラチナえるぼし認定」

認定企業数 (R6.1.24現在)

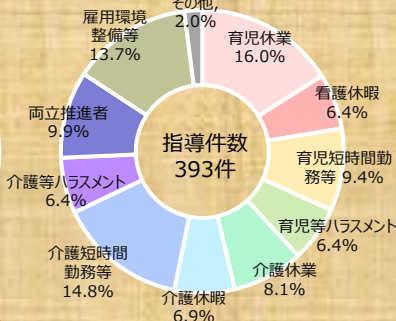
▲労働局内の認定制度を横断的に周知しているリーフレット(裏面には認定を受けた企業の一覧を掲載。)

【令和5年度 指導状況(9月末時点) 資料出所:茨城労働局集計】

【男女雇用機会均等法】



【育児・介護休業法】



女性活躍の推進

●男女の賃金の差異に係る情報公表(雇用する労働者数301人以上)について、報告徴収等の実施により、着実な履行確保を図ります。

●企業の行動計画や自社の女性活躍に関する情報公表のため、「女性の活躍推進企業データベース」への登録を促します。

●妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について、事業主に対し関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合には速やかに必要な指導を行います。

●仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対しては、両立支援等助成金として、「出生時両立支援コース」、「育児休業等支援コース」、「介護離職防止支援コース」、「不妊治療両立支援コース」など、多くの支援策を設けており、これらの活用が図られるよう、様々な機会を捉えて周知してまいります。



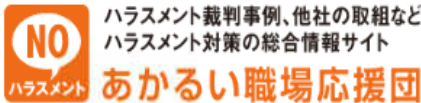
2. 就業環境の整備

総合的なハラスメント防止対策の推進

●パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により法の履行確保を図るとともに、事業主が適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、ハラスメントに関する情報を総合的に発信している「明るい職場応援団」の各種ツールの活用を促します。

●職場におけるハラスメントの撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を活用し、事業主等への周知啓発を実施します。

●就職活動中等の学生等に対するハラスメントについては、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。学生等に対しては、出前講座の機会を活用して相談先等を記載したリーフレットを案内することにより、学生が一人で悩むことがないよう支援します。学生からの相談等により事案を把握した場合には、事業主に対して適切な対応を求めます。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

▲ハラスメント対策に関する
総合情報サイト「あかるい職場応援団」
(<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>)



事業主向け「NO!就活ハラスメント」リーフレット▶



各種労働相談に対する的確な対応と早期の紛争解決援助

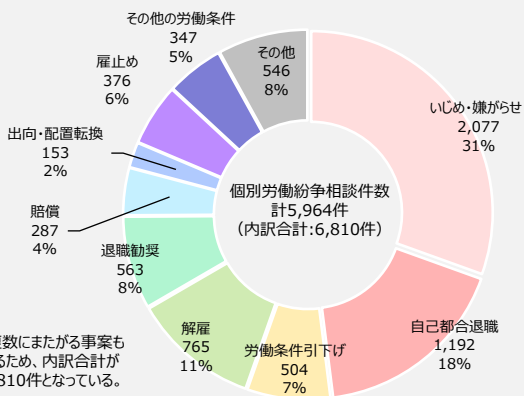
●いじめ・嫌がらせ、パワーハラスメントをはじめとしたあらゆる労働相談に対し、県内8カ所の監督署及び労働局に設置している総合労働相談コーナーにおいて、専門の相談員が労働者や事業主からの相談にワンストップサービスで対応します。

●紛争当事者の申出に基づき、解決の方向性を示すための助言・指導を行い、紛争当事者間の自主的な解決を支援します。

●紛争当事者の申請に基づき、弁護士等労働問題の専門家で構成した紛争調整委員会のあっせん委員が、公正・中立な第三者としてあっせんによる紛争解決を図ります。なお、ハラスメントに関する申請については、調停を実施します。

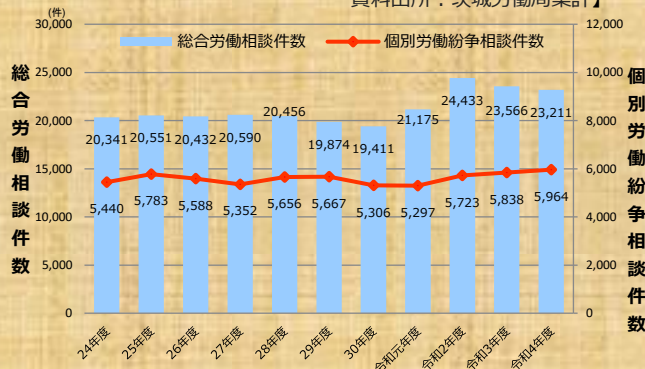
【令和4年度 民事上の個別労働紛争に係る相談内訳

資料出所：茨城労働局集計】



【総合労働相談件数及び個別労働紛争相談件数の推移

資料出所：茨城労働局集計】



●「アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン」(4月～7月)期間を中心に、在学中のアルバイトや就職活動に役立てるため、大学等と連携し、労働法に関する講義を行います。

●労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、同サイトで案内している高校生・大学生等に対する労働法教育に係るセミナーや、教員等に対する労働法の教え方に関するセミナー及び指導者用資料について周知を行います。



▲大学での出前講座の様子

▼「たしかめたん」



労働条件を確かめようイメージキャラクター

●大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止について、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発を行います。

適正なコスト負担を伴わない短期納発注や急な仕様変更を行われることがないように経済団体等を通じて要請してまいります。



フリーランスの就業環境の整備

●フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けて、フリーランスやフリーランスに業務を委託する事業主(以下「発注者」)等に対し、あらゆる機会を捉えて、法の内容について周知啓発を行います。

●フリーランスから発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

●総合労働相談コーナーにおいては、フリーランスガイドラインを踏まえ、適切に相談に対応します。



▲「フリーランス・トラブル110番」特設サイト
(<https://freelance110.jp/>)



3. 労働行政の周知・広報

●毎月、労働局長の定例記者会見を開き、直近の雇用情勢や各種労働施策について、公表をしています。

●茨城労働局公式Xを開設し、県内の各ハローワークで開設しているXやLINEと連携しながら労働行政に関する情報や労働局が実施する施策について随時発信しています。

茨城労働局

公式 X (@IBTweets)

茨城労働局の公式X (@IBTweets) を見つけてください。

※Xは、個人利用のアカウントをフォローする機能は利用できません。

フォローする

IBTweets

茨城労働局

茨城労働局・労働基準監督署・公共職業安定所一覧

| 茨城労働局 | 電話番号 | 所在地 | 業務内容 |
|-------------|--------------|-------------|--|
| 総務部 総務課 | 029-224-6211 | 茨城労働総合庁舎 4階 | 人事・会計・給与等の事務、情報公開・個人情報保護 |
| 労働保険徴収室 | 029-224-6213 | 茨城労働総合庁舎 5階 | 労働保険の適用・保険料の徴収・年度更新手続き等の事務 |
| 雇用環境・均等室 | 029-277-8294 | 茨城労働総合庁舎 6階 | (企画・広報) 総合的な施策の企画、広報などの事務 |
| | 029-277-8295 | | (相談・指導) 男女雇用機会均等の確保、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の雇用管理改善などの事務 |
| | 029-277-8201 | 茨城労働総合庁舎 4階 | (総合労働相談コーナー) 個別労働紛争に関する総合労働相談などの事務 フリーランス新法に関する事務 |
| 労働基準部 監督課 | 029-224-6214 | 茨城労働総合庁舎 6階 | 適正な労働条件の確保・改善、過重労働防止対策などの事務 |
| 健康安全課 | 029-224-6215 | 茨城労働総合庁舎 6階 | 労働災害防止、職業性疾病の予防などの事務 |
| 賃金室 | 029-224-6216 | 茨城労働総合庁舎 6階 | 最低賃金・最低工賃の決定などの事務 |
| 労災補償課 | 029-224-6217 | 茨城労働総合庁舎 5階 | 労災保険給付、被災労働者の社会復帰策などの事務 |
| 職業安定部 職業安定課 | 029-224-6218 | 茨城労働総合庁舎 7階 | 職業紹介・職業指導・雇用保険給付などの事務 |
| 職業対策課 | 029-224-6219 | 茨城労働総合庁舎 7階 | 高齢者・障害者・外国人に対する職業紹介、雇用管理改善の事務 |
| 訓練課 | 029-277-8001 | 茨城労働総合庁舎 7階 | 公的職業訓練、生活保護受給者、刑務所出所者等の就労支援に関する事務 |
| 需給調整事業室 | 029-224-6239 | 茨城労働総合庁舎 7階 | 労働者派遣や職業紹介事業など労働力需給調整システムに関する事務 |

▶茨城労働総合庁舎 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

| | | | |
|----------------|--------------|-------------|--------|
| 雇用環境・均等室 助成金部門 | 029-246-6371 | 助成金事務センター1階 | 助成金の事務 |
| 職業対策課 助成金部門 | 029-297-7235 | 助成金事務センター2階 | 助成金の事務 |

▶茨城労働局助成金事務センター 〒310-0801 水戸市桜川2-5-7 MシティビルⅢ

| 労働基準監督署 | 電話番号 | 所在地 | 管轄区域 |
|------------|--------------|-----------------------------------|--|
| 水戸労働基準監督署 | 029-226-2237 | 〒310-0015 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎 3階 | 水戸市・常陸太田市・ひたちなか市・常陸大宮市・那珂市・笠間市・茨城県・大洗町・城里町・大子町・東海村 |
| 日立労働基準監督署 | 0294-22-5187 | 〒317-0073 日立市幸町2-9-4 | 日立市・高萩市・北茨城市 |
| 土浦労働基準監督署 | 029-821-5127 | 〒300-0805 土浦市穴塚1838 土浦労働総合庁舎 4階 | 土浦市・石岡市・つくば市・かすみがうら市・小美玉市・阿見町 |
| 筑西労働基準監督署 | 0296-22-4564 | 〒308-0825 筑西市下中山581-2 | 筑西市・結城市・下妻市・桜川市・八千代町 |
| 古河労働基準監督署 | 0280-32-3232 | 〒306-0011 古河市東3-7-32 | 古河市・境町・五霞町 |
| 常総労働基準監督署 | 0297-22-0264 | 〒303-0022 常総市水海道湊頭町3114-4 | 常総市・守谷市・坂東市・つくばみらい市 |
| 龍ヶ崎労働基準監督署 | 0297-62-3331 | 〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区6336-1 | 龍ヶ崎市・取手市・牛久市・稲敷市・利根町・河内町・美浦村 |
| 鹿嶋労働基準監督署 | 0299-83-8461 | 〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1 | 鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市 |

| 公共職業安定所 | 電話番号 | 所在地 | 管轄区域 |
|------------|--------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| ハローワーク水戸 | 029-231-6221 | 〒310-8509 水戸市水府町1573-1 | 水戸市・ひたちなか市・那珂市・茨城県・大洗町・城里町・東海村 |
| ハローワーク笠間 | 0296-72-0252 | 〒309-1613 笠間市石井2026-1 | 笠間市 |
| ハローワーク日立 | 0294-21-6441 | 〒317-0063 日立市若葉町2-6-2 | 日立市 |
| ハローワーク筑西 | 0296-22-2188 | 〒308-0821 筑西市成田628-1 | 筑西市・結城市・桜川市 |
| ハローワーク下妻 | 0296-43-3737 | 〒304-0067 下妻市下妻乙124-2 | 下妻市・八千代町 |
| ハローワーク土浦 | 029-822-5124 | 〒300-0805 土浦市穴塚1838 土浦労働総合庁舎 1階2階 | 土浦市・つくば市・かすみがうら市・阿見町 |
| ハローワーク古河 | 0280-32-0461 | 〒306-0011 古河市東3-7-23 | 古河市・境町・五霞町 |
| ハローワーク常総 | 0297-22-8609 | 〒303-0034 常総市水海道天満町4798 | 常総市・守谷市・坂東市・つくばみらい市 |
| ハローワーク石岡 | 0299-26-8141 | 〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40 | 石岡市・小美玉市 |
| ハローワーク常陸大宮 | 0295-52-3185 | 〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1 | 常陸太田市・常陸大宮市・大子町 |
| ハローワーク龍ヶ崎 | 0297-60-2727 | 〒301-0041 龍ヶ崎市若葉町1229-1 | 龍ヶ崎市・取手市・牛久市・稲敷市・利根町・河内町・美浦村 |
| ハローワーク高萩 | 0293-22-2549 | 〒318-0033 高萩市本町4-8-5 | 高萩市・北茨城市 |
| ハローワーク常陸鹿嶋 | 0299-83-2318 | 〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1 | 鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市 |